

東日本大震災のときも、菜なポートが、そこにある直売品で、スーパーなどに品薄だったときもずっと営業できて、市民に食料を提供したという、そういう面でも防災機能を果たせるのかなと思いますので、ぜひ観光交流センターもこれから防災機能を備えて、3つの機能以外の防災機能についてもぜひ充実していただきたいと思えますし、今回は新聞では、総務省のほうで防災拠点としてという提言があって、それが国土交通省のほうに投げかけて、国土交通省もごもっともだという方向性が出ているようですので、ぜひ長井の観光交流センターも防災機能の向上を、機能強化を図っていただきたいと願っておるところでございます。

以上で終わります。

内谷邦彦委員の総括質疑

○蒲生光男委員長 次に、順位3番、議席番号4番、内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 通告書に従い質疑させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、文化生涯学習課の債務負担行為補正、文教の杜指定管理料、平成28年度、平成31年度、7,052万円についてであります。

指定管理料、平成26年度決算額1,905万1,000円、平成27年度決算1,926万7,000円、平成28年度予算額1,942万1,000円、平成29年度積算額2,305万5,000円、平成30年度積算額が2,345万4,000円、平成31年度2,401万1,000円、指定管理先は、一般財団法人文教の杜ながい、先日の文教常任委員会協議会で給与関係の説明において、文教の杜では独自の給与表があり、それに準拠したとの説明でした。不明部分がありましたので、教えていただきたく、よろしく願いいたします。

最初に、文化生涯学習課長に伺います。

指定管理料の金額設定は何を基準として行っているのですか。あと同様に、文教の杜では独自に給与表があるとはどういうことなのか伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 まず、指定管理料の金額の設定でございますが、指定事業に係ります人件費、事業運営費、施設維持の管理費など、指定管理者のほうが行います施設の業務の実施に当たりまして、必要と見込まれる総額の費用に、見込まれる利用料金収入や事業の実施によって利用者の方々からいただく実費などの料金を充当しても、なお必要な費用の額ということでございます。

また、文教の杜の給与表についてでございますが、平成26年度から第3期の指定管理をするに当たりまして、正職員1名体制から正職員3名体制になってございますが、その際に、公民館や長井商工会議所の給与等を参考にしながら、賃金規定の中におきまして職員給与表を作成したというふうになってございます。

なお、区分といたしましては、事務、経理を主に担当いたします職級と、事業の企画や運営を担当する職級と、そして事務局長職の3つの職級を設定しているものでございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 じゃあ、同じく事務局長と事業企画運営担当、事務、経理担当、あと臨時職員2名、アルバイト2名について、その職員の数の妥当性については検証されていらっしゃるのでしょうか。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 文教の杜の体制でございますが、今、委員からありましたように、事務局長、事業企画運営担当、そして事務の経理担当と、正職員については3名体制となっております。そのほかに、主に丸大扇屋や彫塑

館についてサポート役として臨時職員が1名、そして小桜館の対応をしております臨時職員が1名、アルバイト2名につきましては、小桜館の開館時間のほうが朝の9時から夜の9時までとなっておりまして、交代制で対応をしております状況でございます。

委員ご承知のとおり、旧丸大扇屋につきましては、県指定の文化財でございますし、小桜館につきましては、旧西置賜郡役所という名称で市の指定文化財になってございますので、そういったことから貴重な建造物の、まず維持並びに活用に対応するためには必要な人員体制だと認識しているところでございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 では、平成28年度の予算額1,942万1,000円で、29年度が2,305万5,000円で363万4,000円上がってます。給与で見た場合に、平成28年度が1,449万8,000円が平成29年度だと1,715万2,700円、265万4,700円上がってるんですが、これはただの昇給という形で考えてよろしいのでしょうか。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 先ほど給与表の説明のところでご説明いたしましたが、文教の柱の事業企画や運営を担当する職級の職員につきましては、平成26年度に採用されたところからございまして、今年度までの3年間につきましては試用的な期間という位置づけをしております、事務、経理を主に担当とする職級での給与としているものでございます。しかしながら、29年度につきましては、4年目となりますことから、実質的には各種事業の企画や運営を行っている責任のある立場の職員でございますので、そのようなことから、事業の企画や運営を担当する職級におきまして、市職員の初任給が現在18万700円であることなどを考慮しながら、29年度につきましては同職級の7号に当たります20万1,000円に始まりまして、9号の21万1,000

円までの給与として積算をしたものでございます。

また、ほかの職員につきましては、それぞれの職級におきまして、1号をスライドした金額で積算をしたものでございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 これ財団法人って完全に市とは別の組織になってますよね。でも、やっぱり市の給与体系を基本的に考え、要するに、基準として考えるという形でいいんですか。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 賃金表自体はあくまでも先ほど申しましたように、商工会議所と市の定時補助職員の給与等をトータルで考えながら、独自のものをつくって、それぞれにスライドしてるというような状況でございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 あと、平成28年度予算額で、20万で臨時雇い賃金とあるんですけど、これ何のための臨時雇いなのか教えていただけますか。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 臨時雇い賃金につきましては、事業が集中する時期でありましたり、長沼先生の作品の部分的な修繕の対応に対する支払いでございます。具体的に申しますと、ワークショップやイベント開催時にアシスタントとして対応いただいたり、また、年間10回ほど作品の展示替えを実施してございますが、そういった際に1日で作業を完了しなければいけないということから、1名ないし2名の方々に作業補助をしておりますところでございます。

また、冬場といいますか、12月29日から閉館になるわけでございますか、その休館中に作品の一部修理や展示台等の製作をお願いしているものでございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 あと、租税公課について、平成26年度が48万2,800円が、平成27年度121万2,900円、3倍強になってるんですけど、あと、平成28年度から31年度まで、これ毎年上がってる理由を教えてください。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 初めに、平成26年度と27年度の比較で租税公課が3倍弱となった理由についてですが、主にいわゆる消費税等の納付額が増加したことによるものでございます。

具体的に年度ごとの内訳を申しますと、平成26年度につきましては、前年度であります平成25年度分の消費税39万2,500円となっておりますが、それと、法人税7万2,000円、あと印紙税1万8,300円での合計額48万2,800円、そして平成27年度につきましては、平成26年度分の消費税112万3,900円と法人税7万2,000円、印紙税の1万7,000円の合計額121万2,900円となっております。消費税の納付額が増加した理由につきましては、平成26年度から消費税額が8%にまず引き上げられたということと、指定管理料が増額になったということで、課税標準額がアップしたこと、加えまして、平成26年度の消費税等の合計額については、48万円という金額を超えたために、平成27年度から中間納付が必要になったことによるものでございます。平成26年度の支払額の消費税39万2,500円につきましては、今申しましたように、課税期間が平成25年度分ということで、平成25年の4月1日から平成26年の3月末日までに対するものでございまして、平成27年度の支払額、112万3,900円につきましては、課税期間が平成26年度分ということで、平成26年の4月から平成27年の3月31日までに対する74万9,200円と、平成27年度の中間納付分ということで37万4,700円、これは平成26年度消費税額の74万9,200円となっておりますが、そちらの2分の1の相当額となっております。

次に、31年度まで毎年上がってる理由につきましては、今申しました指定管理料を初めといたしました収入額が増加することによるものでございまして、課税対象となる収入につきましては、今申し上げました指定管理料のほかに、基本財産運用収入、施設利用料金収入、それと、事業収入、あと雑収入のうち普通預金の利子を除く収入となっております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 ありがとうございます。

あと、その中で業務執行理事報酬30万円とあるんですけども、こちらの支払先はどなたで、また何の業務を執行している手数料なのか教えていただきたいんですが、よろしくお願ひします。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 文教の杜ながいにつきましては、2名の副理事長がおりますが、そのうち1名の副理事長に対する支払いでございます。同副理事長につきましては、一般財団法人文教の杜ながいの業務執行理事ということになっておりまして、この法人の具体的な事業、ここでは文教の杜ながいの管理運営に関することになるわけでございますが、事務局の業務管理並びに指導を主にした、いわゆる館長的な立場ということで業務に当たってもらっているものでございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 この理事の方というのは、そこに務めてらっしゃらなくて、たまにいらっしゃるといレベルの方なんでしょうか。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 不定期ではありますが、おおむね週4回程度、半日、文教の杜のほうにいらっしゃるといようなことで対応していただいております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 あと、環境整備費用とし

て平成28年度55万、これが何の費用かと。これ、ちょっと業務報告で確認させていただいたら、施設保全として、雪囲いだの、その雪囲いの外し、母屋の障子張りかえ、周辺草刈り、あとはワックスがけだの、あと開館準備の大掃除、全てシルバーという記載ありますけれども、職員も一緒にやってらっしゃるのか、それとも、シルバー人材の方に全て任せてらっしゃるのでしょうか、教えてください。

○蒲生光男委員長 川村直人文化生涯学習課長。

○川村直人文化生涯学習課長 委員ご発言のそれぞれの業務につきましても、シルバー人材センターに頼んでいるところではございますが、開館準備の母屋の大掃除につきましても、職員も一緒に清掃をしている、作業をしているというような状況でございます。また母屋前の庭などにつきましても、職員が時間を見て、草むしりなどの作業をしております、また通常業務の中で、施設内の清掃はもちろんのこと、冬期間につきましても、母屋や彫塑館周辺の除雪につきましても全て職員のほうで対応をしているというような状況でございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 というのがやっぱり55万かかっちゃうということなんですよね。だから、これ見たときに、これ、要するに個人だったらどうするんだろうと最初思ったんですわ。個人だったら大体これ自分でやっちゃうよねっていう、自分でやれるよねっていう作業だと思うんですけど。現実問題として、頼んで年間55万払ってらっしゃるわけですから、その辺を、お金というものの感覚をしっかりと持っていたかかないと、もし自分のお金であったら本当にこれを頼まれるのかどうなのかという部分まで考えてやっていらっしゃるのかどうか、非常に疑問に思いますので、その辺は今後ちょっと考えてやっていただければありがたいと思います。

あと、教育参事に伺いたいんですが、決算資

料を見ますと、彫塑館、丸大扇屋について、平成26年度4月から12月、開館日数が240日、入場者数が、彫塑館で2,202名、入場者収入が37万7,765円、丸大扇屋には8,124名、合計1万326人、日割りで行くと大体43人。平成27年度4月から12月の開館日数が236日で、彫塑館の入場者数が1,262名、入場者収入が19万5,995円、丸大扇屋が7,198名で8,460人、1日36人となっております。今後、毎年2,000万円以上財源が投入されることを考えると、さらに入場者数をふやすことを求められると思うんですけども、教育参事はどのように考えているのか教えてください。

○蒲生光男委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。

初めに、文教の杜の指定管理をしております一般財団法人文教の杜ながいにしましては、長井の特色ある地域文化や書画、彫刻、工芸といった芸術文化を広く紹介し、文化交流活動等の機会の提供によって、長井市の地域づくりに寄与することを目的として設立されたものでございます。同財団の指定業務といたしまして、建築物の管理運営はもちろんのこと、芸術、文化に関連するさまざまな事業を展開しているところでございます。

平成27年度における事業の一例を申し上げますと、彫塑館におきましては、開館期間の中で3期に分けて、それぞれテーマを持たせての展示等を実施しておりますし、また、丸大扇屋におきましては、菊地隆知先生の作品の原画展を皮切りに、終戦70年の記念展であったり、郷土を描いた長井市出身の画家であります渋谷円吉氏の作品展のほか、長沼孝三先生の写真展などを実施してございました。また、小桜館におきましては、夏休みワークショップとしまして、透かし絵づくりを実施したり、2月には好評をいただいておりますおひな様展なども行っているところでございます。

公の施設の指定管理につきましては、指定管理制度の基本的な考え方としまして、住民サービスの向上が見込める、施設の利便性の向上や特色ある地域づくりが見込める、経費の効率的な活用が図れることなどが求められるものでございます。指定管理であっても、市としては、施設設置者として、施策と総合的な管理責任を負うものと認識しておるところでございます。

文教の杜につきましても、決して例外的な施設ではなく、今申し上げました基本的な考え方を軸としながら、事業者の自主性や独立性といったものを十二分に生かしていただく必要があるものと考えております。委員ご承知のとおり、文教の杜には長沼孝三先生の作品を初めとして、数多くの歴史的民族的資料が収蔵されてございます。

また、文化生涯学習課長も申し上げましたように、旧丸大扇屋は建造物として、長井市で唯一の県指定の文化財でありますし、小桜館はいわゆる旧西置賜郡役所ですが、建造物として、長井市の指定有形文化財に位置づけられております、市民の皆様にとっても大変貴重な財産であると認識しているところでございます。こうした長井市の文化的な財産をフルに活用できるような企画であったり、やまがた長井観光局との連携強化、そして、市民の方々はもとより一人でも多くの方々にお越しいただき、文化の薫りを感じていただき、またお越しいただけるようなリピーターをふやしていく、そうした取り組みを重ねていくことによって、来場者の増加はもちろんのこと、収益的な部分につきましても増加を図れるよう、指定管理者と行政が知恵を出し合いながら取り組みを評価していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 題目は非常に立派なんで

すけど、財産、要するに財団法人としていうと、財産として5,000万円持ってます。ただ、財産収入ってほとんどないですよ、現実、財団法人としては。といった中で、やっぱり財団法人としても考えていかなきゃなんないというふうに考えているんですよ。建物も非常に立派であるだろうし、中に飾られているものも立派なものだとしても、やっぱり趣味が合わないとなかなか見に来れない、来ていただけないというふうな形もあるだろうし、要するに、長沼孝三先生のものはいいとしても、それしかないとなると、やはりなかなか来ていただける人がないと思うんです。そうしたときに、ほかの地区で同様の事業やってる自治体があるのかなのか、そういったところと、逆に展示物を交換展示するというふうなことができないのか。

あと、丸大扇屋に関しては、幕末から明治、大正時代の建物であるということを利用すべきだと思うんですけど、現実問題、建物があっても見せるだけという状況の中で、明治、大正時代を感じさせる何らかの雰囲気づくりなり、みんなが来られて驚くような仕掛けがなかなかない。それからあと、懐かしむような空間がないと、なかなか皆さん来ていただけないと。今回、観光交流センターもできますので、やはり今のうちから何か考えてやっていかないと、来てはいただいたけど、リピーターで同じようなものが展示されていたら、当然ごらんになる方は、もう1回見たからいいやになっちゃう。じゃなくて、いろんな展示ができるように、ほかの自治体でも同じようなことをやってる自治体あると思いますので、そういった自治体と展示物を交換して展示できないとか、彫刻だけじゃなくて、絵画でも何でもいいと思うんですけど、そういったことは考えたことっていうのはあるのでしょうか。

○蒲生光男委員長 どなたに。

○4番 内谷邦彦委員 教育参事をお願いします。

○蒲生光男委員長 教育参事。

横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 お答えいたします。

委員おっしゃるように、固定化されているところっていうのは、長沼孝三先生の彫刻等々あるわけなんです、今回、27年度ですか、渋谷先生の絵画というようなところであれば、知っている人は知ってるんでしょうけれども、皆さんなじみの方というふうなわけではないのかなと、私も見させていただいて、思ったところでした。そういうようなところで、もう少し有名な方の展示物なんかもできればいいのかなと思うんですが、それには、それ相当の費用等々もかかると思いますし、委員おっしゃったように、ほかの施設を抱えていらっしゃる自治体と、そういうふうなものを交換展示できるのかどうかも含めて、今後検討してまいりたいなというふうには思いますし、できれば最大の効果が出るように、幾ら指定管理といえども、少しでも収入を上げていくという施策はやはり必要なのかなと思っておりますので、そうしたところも全面的にさまざまな方策等々ができるのか、今後調査をしていきたいなというふうに思いますし、今後、リピーターもふやすような取り組みなどもできればなというふうに考えているところでございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 あと、来場されてる方に、来てどのように感じたのか、あと、この施設には何が必要なのかということもアンケートをとっていただいたほうがいいと思うんですけど、逆に、教育参事は今までそういったアンケートはとられたことがあったのかどうか伺わせていただけますか。

○蒲生光男委員長 横山賢一教育参事。

○横山賢一教育参事 今まで、来場された方に改めてアンケートというようなところはとられたことはないというふうに思いますが、今後、当

然皆様方の考え、来場される方の嗜好というようなところも踏まえながら、当然、情報等々把握していく必要もあるのかなと思いますので、ぜひアンケートはとってみたいなというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 来られた方がどのように感じて、どのように思われたかっていうのが一番大事だと思います。やっぱりおもしろくなかったらおもしろくなかった。おもしろくなかったら、何がおもしろくなかったのか、おもしろかったら、何がおもしろかったのか、何にびっくりしたのか、そういったものの情報がないと、今と同じような運営をやられてると、指定管理料がどんどん上がるんですけど、逆に言うと、入場者数は横ばいになったんでは全然意味がない状況になると思いますので、今後に関しても、その辺のところは十分に考えてやっていただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

あと次に、子育て推進課、児童センター費、学童クラブ整備事業330万4,640円、西根学童クラブ、児童センター保育室が手狭になり、西根学童クラブを西根小学校の余裕教室を使用するため、整備に必要な経費を12月補正予算として計上する件について質問させていただきます。

最初に、子育て推進課長に伺います。

協議会の説明では、1階教室、特別学習室60平米を使用し、別に風除室工事を行い玄関とし、学童の生徒は、一旦通用口より下校し、学童クラブに外側を回り入るとの説明でした。

まず、気になったのが、下校時間が1年生と上級生では大きな差があり、上級生がまだ授業中に学童クラブでの活動となった場合、学童クラブの声などが聞こえ、授業の妨げになる可能性についてどのように考えているのか伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 金子 剛子育て推進課長。

○金子 剛子育て推進課長 お答えします。

まず、下校時間の違いについて申し上げます。西根小学校の日課時限表によりますと、曜日によって下校時間は変わるわけですが、月曜から水曜までは全学年とも下校時間は同じです。木曜日は1、2年生が2時30分下校、4、5、6年生は2時50分で授業が終わります。金曜日は、1、2、3年生が3時10分で下校になりまして、4、5、6年生の授業終了時間は3時40分となります。学童クラブの活動時間と授業時間が重なるのは週2回、20分から30分程度となります。ただし、1学期については、1年生の下校時間が2時30分と早いため、月火木の週3日は20分間、金曜日のみ1時間10分間、授業時間と重なることになっております。このように学童クラブの活動と授業時間の重なりは20分から30分がほとんどで、週1回、1時間30分となります。

学童クラブでは、毎日最初のプログラムとして、宿題などをする学習の時間としております。また、小学校の校舎は3階建てでございまして、それぞれの階に4つの教室がございまして。現在、1、2年生が1階部分、3、4年生が2階部分、5、6年生が3階を使用しております。今回学童クラブに使用する教室は1階西側の教室で、同じ階には1年生の2クラスが入ることになってございまして、2年生は2階に移動する予定になってございまして。学童クラブの活動時間には、少なくとも同じ階では授業している教室がないということで、騒音には最小限に防げるものと考えております。

また、学校とも連携を密にして、ほかの学年の授業中は静かに活動できる活動をして過ごせるよう、支援員の指導を徹底していきたいというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 あと、トイレに関しては、授業中の妨げにならないようについ立てを立てて、そこから入らないようにしているんです

けど、これ子供たちのことで本当に100%守られるのかなという部分と、あとグラウンド、体育館についても授業中等になった場合は使用できないと。今、学習の時間という形にしているということなんです、これが完全に守られるということ考えてよろしいのでしょうか。

○蒲生光男委員長 金子 剛子育て推進課長。

○金子 剛子育て推進課長 学童クラブの利用児童がトイレ以外の校舎に行かないように目印としてつい立てを置くこととしております。100%の確証というものではありませんが、学校の先生方にも協力していただいて、つい立てを越えないよう、支援員の指導を徹底したいというふうに考えてございます。

また、体育館など、学童クラブの教室以外を使用する場合は、支援員が引率して移動することになります。授業などで体育館やグラウンドが利用できない場合は、支援員の指導によって、教室で静かに過ごせる状況をつくれるというふうに考えてございます。

なお、現在、長井小学校のほうで校舎を利用して、同様のルールで中央北学童クラブが活動しておりますけれども、学童クラブの支援員からの指導と、あと学校側からの指導両方により、目印を越えての児童の移動や校舎内の徘徊といった問題は発生していないというふうに聞いております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 西根学童クラブでは、何名の放課後児童支援員が担当することになるのでしょうかと、あと資格がどうなっているのか、あと責任区分というのはどうなのか伺いたいのですか、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 金子 剛子育て推進課長。

○金子 剛子育て推進課長 西根学童クラブは3人の支援員体制をとっています。うち1名は、今年度、24時間の放課後児童支援員認定講習を修了しております。ほかの支援員についても、

順次講習を受講する予定になっております。

また、事故等があったときの責任は、最終的には市にございますが、事故等起きないように注意を払い、児童を守るという点においては、支援員にも責任があるものと考えています。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 今回、西根学童クラブについては、児童センターと離れてしまいましたが、支援員が相談できる相談員、あと支援員だけで解決できる範囲は決まってくるために、やっぱり相談する人が必要と考えているんですが、そういったことの対応は考えていらっしゃるのでしょうか。

○蒲生光男委員長 金子 剛子育て推進課長。

○金子 剛子育て推進課長 場所は離れますが、現在と同様に西根児童センター館長の指導のもと、業務を行うこととなります。何か問題があれば、館長初め、児童センターの職員にも相談できる体制をとっています。さらに、子育て推進課も一緒になって問題を解決することとしております。内容によっては、学校とも情報交換等、連絡を密にとって対応したいというふうに考えてございます。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 厚生参事に伺いたいんですが、小学校の教室を使っているとしても、その学童クラブとしては独立しているという状況ですから、学童クラブ内の問題は支援員が解決すべきだとは考えてますけども、支援員には解決する権限というのは持ってらっしゃるのでしょうか、教えていただけますか。

○蒲生光男委員長 松木幸嗣厚生参事。

○松木幸嗣厚生参事 お答えいたします。

国が定めております放課後児童クラブ運営指針におきまして、育成支援の内容という項目があります。その中の一つに、遊びや生活の中で生じる意見の対立やけんかなどについては、お互いの考え方の違いに気づくこと、葛藤の調整

や感情の高ぶりを和らげること等ができるように適切に援助するとあります。

また、子供の間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きたときには、早期対応に努め、支援員等が協力して適切に対応するとあります。このことから、支援員は権限を持って問題解決に努めなければならないとされています。

また、学校とも協力体制を持って一体的に対応できるように進めたいというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 また、子育て推進課長に伺いたいんですけども、放課後児童クラブ運営指針によると、子供が安全に安心して過ごし、体調の悪いときなどに静養することができる生活の場としての機能と、遊びなどの活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要とありますけども、これはできているのでしょうか。

○蒲生光男委員長 金子 剛子育て推進課長。

○金子 剛子育て推進課長 遊びなどの活動拠点の機能を持つ学童クラブの専用区画は学童クラブ用の教室となります。この教室の隣は低学年用の図書室となっておりますが、この図書室の一角に畳をしいて、畳閲覧スペースを設置し、寝具やパーテーション等も整備することで、学童クラブ利用時の体調不良の際、静養のできるスペースとして確保したいというふうに考えております。

なお、場合によっては保健室の利用など、学校からも児童の情報交換等の協力をいただき、学校と一体になって、児童の安全・安心を第一に対応したいというふうに考えております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 再び、厚生参事に伺いたいんですけど、運営主体は、市との連携のもとに災害時の発生に備えて、具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的、少なくとも年2回

以上訓練を行うなどして、適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの侵入者などの侵入防止の設置や訓練等の対応を図るとされていますけども、これは実行されているのか、また、そういった計画はあるのか教えてくださいいただけますでしょうか。

○蒲生光男委員長 松木幸嗣厚生参事。

○松木幸嗣厚生参事 お答えいたします。

児童センター内に設置している学童クラブでは、児童センターの防災マニュアルを運用しています。児童センターから離れた学童クラブについては、学童クラブにあったマニュアルを作成していくということになります。訓練については、現在、夏休みと冬休みに合わせて年2回実施しておりますし、不審者対策につきましては、今年度、西根学童クラブは、8月に児童センターと合同で、館長からの不審者に対する注意事項の話がなされています。今後、学校と一体となって不審者対策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 また、子育て推進課長に伺いたいんですけども、保護者からの要望、クレームに対しての窓口はどこになるのか、保護者に対して、窓口があることは周知されているのか教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 金子 剛子育て推進課長。

○金子 剛子育て推進課長 要望、苦情の窓口は児童センターの館長と子育て推進課となっております。利用者の苦情に適切に対処するため、関係者以外で構成している中立、公正な第三者委員を設置しています。このような窓口について、保護者に対しては、お便りや施設の玄関に掲示することにより周知を図っております。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 最後に、厚生参事に伺いたいんですけど、今回、西根小学校へ放課後学

童クラブを設置することの予算となっております。子供が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子供がみずから危険を回避できるようにしていくとともに、子供の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立により、子供の健全な育成を図ることを目標とすると書いてあります。現実問題、それほど簡単なことではないと思っておりますので、日常どのようなことが起こるかかわからない状況での運営となりますので、支援員の方々がまず孤立しないように、あと問題に対して、担当課である子育て推進課が率先して解決に当たっていただきたいと思っております。

また、一番が子供たちにストレスがかからないようにいろいろと対応を検討していただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○蒲生光男委員長 松木幸嗣厚生参事。

○松木幸嗣厚生参事 お答えいたします。

支援の方、孤立しないようにということですので、ご指摘のとおり、館長中心に業務としていろんな連絡調整は当たっておるということはお聞きしております。さらに、申し上げましたように、いろんな訓練とかそういう場面でコンタクトをとりながらやってると思っておりますし、日常の学童クラブを利用する学童さんにつきましても、学校からの情報交換をしながら対応してると思っておりますので、今後も孤立しないような取り組み、また研修等々を進めたいというふうに思っておりますし、課としても、子育て推進課としても、やはり事務所、こちらにあるということだけでなく、私のほうからも現場のほうを足で見るといような指示もさせていただいてますので、こちらも一体的になるべくやっていきたいと思っております。

あと、子供さんのストレスであります。学童に行くと、今まで1年生という学年で生活して

たのが、今度、例えば3年生、2年生、1年生、縦の生活ということで、やはりストレスがかかる分もないとは言えないと思っています。そこについては、今回、学童クラブなり、子供の教室のほうでは連携を保つと、教育委員会のほうなりとの情報交換、情報提供して実施するようというふうな国の指示等もありますので、それを守りながら、ストレスのないような形で進めていきたいなというふうに思います。

○蒲生光男委員長 内谷邦彦委員。

○4番 内谷邦彦委員 よろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○蒲生光男委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これから各会計補正予算案の細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いいたします。

議案第91号 平成28年度長井市 一般会計補正予算第8号についての 質疑

○蒲生光男委員長 まず、議案第91号 平成28年度長井市一般会計補正予算第8号の1件について、ご質疑ございませんか。

五十嵐智洋委員。

○12番 五十嵐智洋委員 鈴木学校教育課長、大丈夫ですか、風邪。

21ページですね、教育費、教育振興事業で、小・中学生に新聞を購読して読んでもらうと、結構なことだと思いますけど、活字を見て、社会情勢なんかを見るということは非常に有意義なことだと思っています。

それで、私、子供新聞というのをちょっと調

べてみたんですけれども、この朝日の子供新聞、読売KODOMO新聞、毎日の子供新聞って3種類あって、読売は週に1回ですか、毎日と朝日が毎日出ているということだったんですが、朝日の子供新聞を選ばれた理由は何でしょうか。

○蒲生光男委員長 鈴木博郎学校教育課長。

○鈴木博郎学校教育課長 子供新聞については、今、委員がお調べのとおり、3社ございまして、それから、今お話があったとおり、毎日発行している新聞社と、それから週1回というところもあります。ちなみに5、6年生以上は子供新聞ではなくて、中学生1年、2年、3年生まで含めまして、地元紙である山形新聞、購読するように準備しております。

その際、新聞社はたくさんあるわけですが、いろいろな新聞を比べて読むというのも大事な視点かと思えます。これまで、NIE教育といって、新聞を教育現場にということで、大分活動が盛んになってきております。これまでも西根小が推進校になった部分と、それから現在は、致芳小学校が推進校になって学習を進めています。そちらでは、数紙の新聞を読み比べるということがございます。ただ、今回の新聞を学校に準備することについては、やはり予算がかかることでしたので、全部の新聞を購読をさせたいわけですが、なかなかそれは無理であると考えて判断したところ、子供新聞、まず、毎日来るものがないのではないかとことを考えました。それから、山形新聞さんにも、ヨモーニャという子供を対象にした内容のこれも読み応えのあるものもあるんですけれども、やはり別な新聞社ということで、いろいろ総合的に判断させていただいて、こういった今回3、4年生については、朝日の子供新聞のほうを購読させ、それから5、6年以上は山形新聞の購読と考えたところでございます。

とりあえず、補正でございまして、この3月までその制度をとらせていただいて、その成